

厚生労働行政推進調査事業費補助金
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)

分担研究報告書

地域社会において「薬物乱用予防」を主体的に担うことのできる
ヒューマンリソースの開発・教育及び relation 形成の試み

研究分担者：鈴木順子
(北里大学)

研究要旨

「薬物乱用防止に係る地域住民による補完システム」を、共助機関・職種及び住民の連携協働による薬物乱用防止活動、特に一次予防、三次予防にコミットできる緩やかな集合関係と定義し、住民の意識向上、判断や行動の適正化、及び共助職の支援力向上を目的として以下の取組を実施した。

調査研究1 薬物犯罪情勢の分析と必要な薬物乱用防止活動の展望検討

調査研究2 モデル事業1：薬剤師等の地域共助職種に対する意識啓発活動。

調査研究3 モデル事業2：各種団体との協働による一般市民を対象とした意識啓発活動。

調査研究4 薬物乱用防止に係る薬剤師の素養向上のための調査と育成のための方法、教材等の検討

なお、個々の研究結果は以下に示す。

分担研究報告書

地域社会において「薬物乱用予防」を主体的に担うことのできる
ヒューマンリソースの開発・教育及び relation 形成の試み

調査研究 1 薬物犯罪情勢の分析と薬物乱用防止活動の展望検討

研究分担者：鈴木順子（北里大学）

研究要旨

令和 3 年における薬物犯罪情勢を分析し、とりわけ大麻犯罪増加の背後にある社会的事情等を抽出し、薬物乱用防止施策等の奏効性を高めるために必要とされるコミュニティレベルの薬物乱用防止機能について検討した。

COVID-19 が収束しない現状にあって、地域住民の社会関係の希薄化や孤立などがたびたび報道等で伝えられる中で、とりわけ若年層では学校や職場以外の SNS などを媒介とする匿名性の高い新たな社会関係に誘引される危険が高まり、身近で安易な情報環境をベースに知人関係が構築され、好奇心やストレス発散の場への誘引を介して薬物使用に対するハードルが低下している、といった分析・指摘がなされている。一方、地域社会においては暴力団等並びに在留外国人等による組織的な大麻供給ルートが一定程度完成されている可能性が示唆され、さらにその周辺に半組織的な、あるいは非組織的な授受関係が多数形成されている可能性、大麻使用者が供給者に転じ得る可能性も示唆されており、若年層のみならず地域社会全体が薬物汚染の脅威にさらされていると考えることができる。行政による薬物乱用防止施策の強化とそれに呼応し、施策の受け皿となり、施策を補完できる地域社会における取組の強化、特に重要な地域社会構成者である若年層を「薬物犯罪者にしない」「再犯者又は常習者にしない」ために地域行政、地域住民、地域の共助機関・共助職種、地域の公共的活動を実施する諸団体の積極的かつ連携的関与による地域レベルでの一次予防機能、三次予防機能の強化が求められるものと結論した。

A. 研究目的

流動的な社会情勢下において、薬物犯罪、とりわけ大麻犯罪の動向を覚醒剤あるいは麻薬犯罪の動向と比較しつつ解析し、大麻犯罪の特徴とバックグラウンドを把握し、大麻乱用抑止に関するコミュニティの受け皿に必要な条件等を検討する。

B. 研究方法

「令和 3 年における 組織犯罪の情勢 【確定値版】警察庁組織犯罪対策部」(以下、『R3 組織犯罪情勢』と記す)を確定資料とし、関連書籍・メディア報道等と突き合わせながら解析を行った。解析の視点を大きく 1. 薬物犯罪における外国人の関与の動向及び 2. 大麻犯罪の拡散状況 として、COVID-19 禍における影響に着目しつつ、主に過去 3 年のデータ推移の中から、それぞれの独立的な変化の状況並びに相互関連性等を検討した。

C. 結果

1. 薬物犯罪における外国人の関与の動向

R3 組織犯罪情勢に基づき、COVID-19 禍による渡航制限等の特殊な状況下、国内の薬物乱用問題についての外国人の関与の動向を調査した。可能な限り組織暴力団の動向を併せて解析し、国内薬物犯罪に

における外国人の組織性等についても調査した。

なお、解析にあたり R3 組織犯罪情勢で用いた項目は以下のとおりである。なお、一部の項目については、別表として一部改編の上掲載している。

調査事項 1-1

令和 3 年中の来日外国人犯罪全般の動向

調査項目 1-1

- ・来日外国人犯罪の検挙状況の推移：総検挙件数、刑法犯検挙件数、特別法犯検挙件数
(R3 組織犯罪情勢 75p 図表 3-4 より)
- ・国籍等別・違反法令別・特別法犯検挙状況
(表 1 ; R3 組織犯罪情勢 89p 図表 3-20 より改編)
- ・在留資格別検挙人員の推移
(R3 組織犯罪情勢 81p 図表 3-12 より)

調査 1-1 結果のまとめ

令和 3 年における国内の外国人の犯罪検挙状況は令和 2 年に比して総検挙件数にして 11%、刑法犯検挙件数にして 4.3%、特別法犯検挙件数にして 18.7% の減少を見せた。刑法犯の検挙件数減少の要因としては窃盗犯、風俗犯の減少が、特別法犯の検挙件数が減少した主な要因としては、入管法違反の減少が挙げられる一方で、刑法犯においては粗暴犯、知能

犯の検挙件数が、特別法犯においては風俗営業適正化法違反、売春防止法違反、薬物事犯の検挙件数が前年比で増加していた。粗暴犯、知能犯、風俗営業適正化法違反、売春防止法違反、薬物事犯などは、単発的犯罪としても起き得るものではあるが、何らかの組織性を背景とする場合も多々想定し得る。

また検挙された外国人の在留資格をみると、正規滞在の割合が全体の約70%、不法滞在の割合が約30%と、平成27年以降の不法滞在の割合上昇傾向が令和3年では逆転した。また、「技能実習」（構成比率23.8%）、「留学」（同14.2%）、「定住者」（同12.8%）、「日本人の配偶者等」（同8.3%）等となっており、一時的な出入国に伴う犯罪以上に一定程度国内に定着している外国人による犯罪多発をうかがわせる結果となっている。

調査事項 1-2

外国人薬物事犯の検挙状況の推移：組織暴力団等との比較を含めて

調査項目

- ・薬物事犯別検挙件数及び検挙人員の推移
(R3 組織犯罪情勢 38p 図表 2-1 より)
- ・薬物事犯別検挙件数及び検挙人員の推移
- ・薬物事犯外国人総検挙者数
- ・覚醒剤事犯総検挙者数
- ・覚醒剤事犯外国人総検挙者数
- ・大麻事犯総検挙者数
- ・大麻事犯外国人総検挙者数
- ・麻向薬事犯総検挙者数
- ・麻向薬事犯外国人総検挙者数

調査 1-2 結果のまとめ

■国内薬物事犯の全般的動向

令和3年/令和2年比で、国内薬物事犯総検挙員数は微減した（減少率1.5%）が外国人薬物事犯検挙員数は22.3%の増加を示している。一方、組織暴力団関係者検挙員数は減少している（減少率11.3%）。更にR3組織犯罪の情勢の統計上、組織暴力団および外国人にカテゴライズされていない薬物事犯検挙者数は、単純計算で令和2年8,804人（全体の62.5%）、令和3年で8,884人（全体の64.1%）と員数、構成率ともに増加傾向がみられた。

■薬物種別薬物事犯の動向

大麻事犯では令和3年/令和2年比で、国内大麻事犯総検挙員数；検挙員数にして8.9%、構成比率にして1.8%増加した。

外国人大麻事犯検挙員数；検挙員数にして19.9%、構成比率にして0.6%増加した。

組織暴力団関係者検挙員数；検挙員数にして5%程度増加しているが、構成比率はほぼ横ばい又は微減傾向となっている。

組織暴力団および外国人にカテゴライズされていない大麻事犯検挙者数；検挙員数にして5%程度増加

しているが、構成比率はほぼ横ばいとなっている。

覚醒剤事犯では令和3年/令和2年比で、国内覚醒剤事犯総検挙員数；検挙員数にして7.6%、構成比率にして3.8%減少した。

外国人覚醒剤事犯検挙員数；検挙員数にして18.3%、構成比率にして1.6%増加した。

組織暴力団関係者検挙員数；検挙員数にして14.7%程度、構成比率にして3%程度の減少が認められた。

組織暴力団および外国人にカテゴライズされていない覚醒剤事犯検挙者数；4,414人（覚醒剤事犯中構成比率52.1%）から4,205人（同53.7%）と検挙員数にして4.7%程度減少しているが、構成比率は1.6%程度上昇している。

■調査 1-1、1-2 総括

令和3年中、国内薬物事犯総検挙員数は微減したが、外国人薬物事犯検挙員数は前年比22.3%の増加をみると、薬物種別に見た場合においても大麻事犯検挙員数にして約20%近くの増加、覚醒剤事犯検挙員数にして約18%の増加など、構成比率上は大麻犯罪についても覚醒剤犯罪についても10%に満たないながら、増加傾向が著しい。厳しい渡航制限下における外国人の薬物犯罪増加は、一時的な出入国に伴う犯罪以上に、一定程度国内に定着している外国人による犯罪多発をうかがわせ、いずれの薬物種犯罪においても安定的に一定の割合を占める組織暴力団の犯罪動向と併せて考えると地域社会の薬物犯罪の様態に影響を及ぼす可能性が疑われる。

調査事項 1-3

外国人の薬物事犯営利犯の検挙状況の推移：組織暴力団等との比較を含めて

調査項目

- ・薬物事犯営利犯検挙件数及び検挙人員数の推移
(表2 薬物事犯営利犯検挙件数及び検挙人員数の推移；R3組織犯罪の情勢 39p 図表 2-2 筆者改編)
- ・薬物種別外国人薬物営利犯の検挙状況の推移
- ・外国人の薬物種別密輸入検挙状況の推移
- ・外国人の薬物密売に関する検挙状況の推移
(表3 大麻密売関連事犯検挙状況の推移；R3組織犯罪の情勢 44p 図表 2-7 筆者改編)
- ・外国人の大麻栽培事犯の状況の推移
(表6 大麻栽培事犯の検挙状況の推移；R3組織犯罪の情勢 55p 図表 2-25 筆者改編)

調査 1-3 結果のまとめ

■薬物事犯営利犯の全般的動向

令和3年/令和2年比で、国内薬物事犯営利犯検挙者数は、薬物事犯全体に対する構成比率が10%に満たないながらも、検挙者員数にして8.3%、構成比率にして0.6%の伸びを示している。

■薬物種別の営利犯の動向

大麻営利犯では令和3年/令和2年比で、大麻営利犯総検挙員数；検挙員数にして24.6%、構

成比率にして5.7%増加した。
外国人大麻営利犯検挙員数；検挙員数にして78.6%、構成比率にして3.5%増加した。
組織暴力団関係者大麻営利犯検挙員数；検挙員数にして25.3%の増加、構成比率はほぼ横ばいであった。
組織暴力団および外国人にカテゴライズされていない大麻営利犯検挙者数；検挙員数にして18%程度増加しているが、構成比率は3.7%程度低下している。

覚醒剤営利犯では令和3年/令和2年比で、覚醒剤営利犯総検挙員数；検挙員数にして7.9%、構成比率にして7.7%減少した。

外国人覚醒剤営利犯検挙員数；検挙員数にして23.3%、構成比率にして3.1%減少した。

組織暴力団関係者覚醒剤営利犯検挙員数；検挙員数にして11.5%、構成比率にして2.6%減少した。

組織暴力団および外国人にカテゴライズされていない覚醒剤営利犯検挙者数；検挙員数にして13.5%程度、構成比率にしては5.7%程度増加している。

■様態別に見た外国人薬物営利犯の動向：密輸入

令和2年中薬物営利犯検挙者の内訳

営利犯検挙者総数900人のうち外国人は138人（15.3%）、組織暴力団関係者は365人（40.6%）であった。

密輸入検挙者総数は235人（営利犯に占める割合26.1%）であった。

外国人薬物密輸入検挙者；総数121人のうち、大麻密輸入検挙者は19人、覚醒剤密輸入検挙者は63人であった。

組織暴力団関連薬物密輸入検挙者；総数27人のうち、大麻密輸入検挙者は20人、覚醒剤密輸入検挙者は6人であった。

令和3年中薬物営利犯検挙者の内訳

営利犯検挙者総数975人のうち外国人は172人（17.6%）、組織暴力団関係者は357人（36.6%）であった。

密輸入検挙者は268人（営利犯に占める割合27.5%）であった。

外国人薬物密輸入検挙者；総数135人のうち、大麻密輸入検挙者は35人、覚醒剤密輸入検挙者は35人であった。

組織暴力団関連薬物密輸入検挙者；総数30人のうち、大麻密輸入検挙者は17人、覚醒剤密輸入検挙者は12人であった。

■様態別に見た外国人薬物営利犯の動向：密売

令和2年中薬物営利犯（密売）検挙者の内訳

営利犯検挙者総数900人のうち、薬物密売検挙者は649人（72.1%）であった。

外国人薬物密売検挙者；総数54人のうち、大麻密売検挙者は19人、覚醒剤密売検挙者は32人であった。

組織暴力団関連薬物密売検挙者；総数314人のうち、大麻密売検挙者は53人、覚醒剤密売検挙者は258人であった。

令和3年中薬物営利犯検挙員数975人のうち密売検

挙者は713人（営利犯に占める割合73.1%）であった。

外国人薬物密売検挙者；総数76人のうち、大麻密売検挙者は29人、覚醒剤密売検挙者は34人であった。
組織暴力団関連薬物密売検挙者；総数306人のうち、大麻密売検挙者は17人、覚醒剤密売検挙者は229人であった。

■調査 1-3 総括

令和3年/令和2年比で、薬物犯罪検挙者総数が微減傾向にあったにもかかわらず、営利犯検挙者数は増加傾向を示した。特に外国人営利犯検挙者数は組織暴力団関連営利犯検挙者数に比べて員数上は40%から50%に過ぎないものの、その増加が目立つ。

営利様態別でいうと、密輸入事犯において外国人の活動が活発であり、組織暴力団密輸入事犯の5倍程度の検挙員数であった。薬物の密輸入については、物質の形態や輸入様態（郵便、貨物など）も含めて『薬物密輸入事犯では、・・それぞれの薬物押収量と密輸入事犯の検挙実態を踏まえると、海外の薬物犯罪組織の深い関与が認められる』（R3 組織犯罪の情勢 44p）とコメントされており、特に営利目的の薬物密輸入という場合には、密輸入する側にも一定程度の組織性があるものと推測される。

一方、薬物の密売に関しては、圧倒的に組織暴力団関係の密売検挙者が多く、外国人検挙者の4、5倍の検挙者員数となっており、密輸入とは真逆の検挙様態となっている。そもそも外国人の薬物営利犯が組織暴力団関係の薬物営利犯に比べて少人数であることや、言語上の壁を考えれば不思議ではないのではあるが、密輸入から密売に至る流通の一貫性から推して、両者の間にすみ分けや役割分担のような関係性が絶対に形成されないとも言えず、地域社会にとっては脅威となることも考えられる。

2. 大麻犯罪の拡散状況

調査事項2-1

大麻犯罪数の増加及び薬物犯罪に占める割合の拡大傾向、並びに検挙者の構成・分布の変化

調査項目

- ・薬物事犯別検挙件数及び検挙人員の推移
- ・薬物事犯別検挙人員の構成比率の推移
- ・薬物事犯別営利犯検挙件数及び検挙人員の推移
- ・大麻栽培事犯の検挙状況の推移

調査 2-1 結果のまとめ

■大麻犯罪数の増加及び薬物犯罪に占める割合の拡大傾向

R3 組織犯罪情勢において

『薬物事犯の検挙人員は、近年横ばいで推移している中、（令和3年は）13,862人と前年より僅かに減少した。薬物事犯別の検挙人員の構成比は、覚醒剤

事犯が56.4%を占め、その割合は平成24年以降減少している一方で、大麻事犯は39.5%を占め、その割合は平成25年以降増加している。』

(R3 組織犯罪情勢 49p 4 薬物事犯別の検挙状況 (1) 薬物事犯の検挙状況より)

といったコメントがあり、平成29年以降令和3年までの5年間のデータで、動向を調査すると覚醒剤事犯検挙者数は漸減し、平成29年の10,113人(対薬物犯罪検挙者総数74.7%)から令和3年で7,824人(同56.4%)まで減少した。大麻事犯検挙者数は逆に漸増し、平成29年の3,008人(対薬物犯罪検挙者総数22.2%)から令和3年で5,482人(同39.5%)まで増加した。

■大麻事犯に占める組織暴力団等及び外国人の構成比率の変化

組織暴力団等の検挙者数と外国人の検挙者数を一括カテゴライズして取り扱う前提で平成29年以降令和3年までの動向を見た場合、大麻事犯中、組織暴力団等及び外国人のカテゴリーに属する検挙者数は平成29年 992名(対大麻事犯検挙者数比7.3%)から令和2年を除き増加傾向を示し、令和3年では1,139人(同8.2%)となった。組織暴力団等及び外国人の検挙者数の変化は令和2年の微減を無視して計算した場合、令和3年/平成29年比で115%となる。

一方、大麻事犯総数の変化は、平成29年 3,008人から令和3年 5,482人まで一度も減少することなく増加し、単純計算上その増加率は令和3年/平成29年比で182%となり、両者ともに増加傾向にあるものの増加の程度には隔たりがみられる。

■年次毎大麻営利犯検挙者数の動向と営利犯検挙者数に占める組織暴力団等および外国人の構成比の動向

	大麻事犯総数	営利犯数 (%)	暴力団員等 (%)
H 29	3,008	193 (6.4)	122(63.2)
H 30	3,578	212 (5.9)	91(42.9)
R 01	4,321	305 (7.1)	130(42.6)
R 02	5,034	342 (6.8)	111(32.5)
R 03	5,482	426 (7.8)	154(36.2)

* 1 営利犯数 (%) ; 大麻事犯総数に対する営利犯の比率

* 2 暴力団員等 (%) ; 暴力団および外国人の一括員数、かつその営利犯数に対する比率

(R3 組織犯罪情勢38p 図表2-1 薬物事犯別検挙件数及び検挙人員の推移、同39p 図表2-2 薬物事犯別営利犯検挙件数及び検挙人員の推移より筆者改編)

大麻事犯総数及び大麻営利犯数が平成29年以降令和3年まで一度も減少することなく増加しているという前提で、令和3年/平成29年比で単純計算した場合、大麻事犯総数の伸び率は182%、大麻営利犯数の伸び率は220.7%となる。

一方、伸び率の数値の如何に関わらず、現況では

大麻営利犯数は毎年次大麻事犯総数の10%未満にとどまっている。

また、大麻営利犯に占める暴力団員および外国人の構成比率は令和3年で36.2%、年次ごとに数値の動揺があるが、おおまかには構成比率としては低下傾向にあったところ、令和3年で若干上昇に転じている。

■調査 2-1 総括

平成29年から令和3年に至るデータによれば、大麻事犯総検挙者数は令和3年/平成29年比で182%の増加を示した。これに対して、大麻事犯中組織暴力団等及び外国人の検挙者数は令和2年の微減を無視した場合、令和3年/平成29年比で115%となり、両者ともに増加傾向にあるものの増加の程度には隔たりがみられる。

この数値上の隔たりの理由はそれぞれの母数のケタが異なる、組織暴力団や外国人に対するその時点における法的・行政的規制などを含めて多々あるとは思われるが、その1つに組織暴力団や外国人以外の大麻事犯の増加趨勢が年々大きくなっている可能性も否定できず、大麻乱用の裾野の広がりが懸念される。

一方、大麻営利犯検挙者数は大麻事犯検挙者総数同様に平成29年以降一度も減少することなく増加し、単純計算上令和3年/平成29年比で220.7%の伸び率を示しているが、現況では大麻営利犯数は毎年次大麻事犯総数の10%未満にとどまっている。

これら10%にも満たない営利犯が残りの90%以上に及ぶ大麻事犯に対する大麻供給にあずかっているとすれば、単発的な営利犯罪の多発以上になんらかの組織的営利犯罪の介在も考えられ、地域社会にとっての懸念材料となり得る。

営利犯に占める暴力団員および外国人の構成比率は令和3年で36.2%、年次ごとに数値の動揺があるが、おおまかには構成比率としては低下傾向にあったところ、令和3年で若干上昇に転じている、といった状況を踏まえて、地域社会レベルでは、なによりも「大麻を使用しない、使用させない」常識づくりが大事な対策となるものと考えられる。

調査項目

2-2 大麻犯罪の構造及び構成的変化の状況

調査事項

・大麻事犯年齢別検挙人員の推移

(表4 ; R3 組織犯罪の情勢図表 2-22 筆者改編)

・大麻事犯の初犯者率の推移

(表5 ; R3 組織犯罪の情勢図表 2-24 筆者改編)

調査 2-2 結果のまとめ

■大麻事犯年齢別検挙人員の推移

R3 組織犯罪の情勢において

『人口10万人当たりの検挙人員で見ると、近年、

50歳以上においては、横ばいで推移している一方、その他の年齢層においては増加傾向にあり、特に若年層による増加が顕著である。

令和3年の人口10万人当たりの検挙人員は、20歳未満が14.9人、20歳代が23.6人、30歳代が7.1人、40歳代が2.8人、50歳以上が0.4人と30歳代を除いた全ての年齢層で増加した。

最も多い年齢層は20歳代、次いで20歳未満となっており、かつ、この年齢層の増加が顕著である。』
(R3 組織犯罪情勢53p イ大麻事犯 (7) 年齢層別の検挙状況)とのコメントがなされていた。

これについて、改めて各年代層の検挙人員数が当該年の総検挙人員数の何%にあたるかを計算しなおして平成29年以降令和3年までの5年間の動向を見ると

50歳以上の世代では5.1%から3.2%に漸減傾向(令和3年は微増)。

40歳代では11.5%から9.2%へ漸減傾向(令和3年は微増)。

30歳代では34.5%から17.9%に漸減、かつ減少率が高い。

20歳代では39.0%から51.5%に漸増、かつ増加率が高い。

20歳未満の世代では9.9%から18.1%に漸増、かつ増加率が高い。となっていた。

ここで、現象上ではあるが、30歳代の検挙者の動向が、20歳代及び20歳未満の層と40歳代以上の層を分ける分岐点となっているように見受けられた。20歳代及び20歳未満の層にみられる増加傾向から減少傾向に転じ、かつその減少傾向が40歳代以上の層に比べて大きく、揺らぎがないように見られる。

また、若年層の大麻事犯検挙者の動向をみると、20歳代および20歳未満の世代では、平成29年以降、検挙員数実数、構成比率のいずれも一度も減少したことはなく、平成30年以降、20歳代および20歳未満の世代の検挙者が全検挙者に占める割合が50%を超え、令和3年では69.6%を占めるに至っている。

学校環境にある者については、令和3年で、中学生8人、高校生186人、大学生232人の合計426人の検挙者を数え、20歳代の検挙者および20歳未満の検挙者の合計数3,817人の約11.2%を占めた。特に、高校生や大学生では、平成29年以降、検挙者数が一度も減少することなく、かつ令和3年/平成29年比で、大学生で約4.2倍、高校生で約3.5倍となっていた。

■ 大麻事犯の年齢層別初犯者率の推移

R3 組織犯罪情勢によれば

『(令和3年における)大麻事犯の初犯者率は78.1%と、引き続き高い水準にある』

(R3 組織犯罪情勢54p イ大麻事犯 (イ) 初犯者率)とコメントされており、これを動向としてより明らかにするために、以下にデータを示した。

<年次毎年代層別検挙者数と初犯者率>

	R 1	R 2	R 3
検挙者総数	4,321 (77.6%)	5,034 (78.9%)	5,482 (78.1%)
50歳以上	192 (58.9%)	133 (55.6%)	174 (66.1%)
40歳代	502 (67.1%)	459 (67.5%)	507 (67.5%)
30歳代	1,068 (71.1%)	1,015 (71.3%)	984 (68.5%)
20歳代	1,950 (81.8%)	2,540 (81.0%)	2,823 (80.4%)
20歳未満	609 (90.3%)	887 (91.2%)	994 (88.5%)

*1 数字は検挙者実数

*2 ()内は検挙者実数に占める初犯者%

年次毎初犯者率が高水準にある理由としては、大麻事犯検挙者数の70%近くを占めるに至った20歳代および20歳未満の検挙者の初犯率が高いことに主な要因がある。20歳代以上の年代層では年代層が上がるごとに検挙者実数、初犯者率ともに下がる傾向がみられる。逆に、年代層が上がるごとに、使用した資料には直接的には明示されない「統計資料上初犯者にカテゴライズされていない検挙者(再犯者を含むと推定される)」の割合が増加するともいえる。なおこれらの層は、初犯率の高い若年層にあっても、経年20歳代で20%程度、20歳未満の世代で10%程度存在する。

■ 調査 2-2 総括

大麻事犯年齢別検挙人員数の推移を5年間の動向としてみると、20歳代および20歳未満の世代の大麻事犯検挙者数の増加傾向があらわになった。

特に、高校生や大学生では、平成29年以降、検挙者数が一度も減少することなく、かつ令和3年/平成29年比で、大学生で約4.2倍、高校生で約3.5倍となっている。生徒・学生に対する補導や取締りが奏効している結果であるといったポジティブな要件の影響があるとしても看過できない状況であり、学校教育と抱き合わせとなる地域社会的教育や見守りの体制が求められているところであろう。

一方、30歳代を起点とする大麻犯罪検挙者数の減少傾向も現象上ではあるが確認された。30歳代の検挙者数の減少傾向は、40歳代以上の世代に比べて大きくかつあまり揺らぎがみられない。これは単なる現象に過ぎず、特段の意味はないかもしれないが、何か30歳代特有の生活特性が影響している可能性があるのであれば、大麻乱用防止のためのヒントになるかもしれない。

初犯者率も20歳未満の層で90%ラインを上下する、20歳代の層で概ね80%ラインを保持するなど、若年層における大麻犯罪の年々の広がりが懸念される。

D. 考 察

1. COVID-19禍による渡航制限等の特殊な状況下、国内の薬物犯罪についての外国人の関与の動向を解析した。

主たる視点は、

a. 外国人が地域の違法薬物供給・流通ルート形成に

どのように関与しているか

b. 組織性が認められるか の2点であり、必要に応じて組織暴力団等の動向を併せて、地域社会における薬物犯罪の様態にどのような影響を与えているかを洗い出すことを企図した。

確定資料をR3組織犯罪情勢として、上記視点に基づき、『令和3年中の来日外国人犯罪全般の動向』をバックグラウンドに、『外国人の薬物営利犯の状況』を中心に解析を行った。

結果に示すように、令和3年における外国人の全般的犯罪検挙件数、検挙員数は令和2年よりも減少している中、薬物犯罪検挙件数・検挙者数は増加している。

令和3年の厳しい渡航制限下で、薬物犯罪に関わった外国人の在留資格等をみると、正規滞在者が84.5%（うち定住者が29.7%、日本人の配偶者等が11.3%）ついで不法滞在者15.5%（うち不法残留者14.0%等）となっており、一時的な出入国者による薬物犯罪以上に一定程度国内定着性のある外国人の薬物犯罪多発が伺われる。

さらに、外国人の薬物営利犯の状況を調査したところ、外国人の薬物営利犯検挙者数（対薬物営利犯検挙者総数比率）は令和2年で138人（15.3%）、令和3年で172人（17.6%）と員数・構成比率とも増加しており、うち密輸入では外国人検挙者数が暴力団等検挙者数の4.5倍（令和3年）、密売では暴力団等検挙者数が外国人検挙者数の約4倍（令和3年）であった。

これら、①外国人による薬物犯罪増加傾向、②一定程度国内定着性のある外国人による薬物犯罪多発、③外国人薬物営利犯検挙者数の増加傾向（特に密輸入）といった傾向から、外国人による単発的な薬物犯罪以上に、ある程度組織だった犯罪の増加、かつ営利の様態から考えて、一定程度供給ルートが確保されていること、場合によっては組織暴力団等との営利における役割分担又は交差関係なども想定でき、自然的拡大以上の推進力をもって大麻犯罪を拡大する可能性もないとはいえず、地域社会にとっては大きな脅威となり得ることは自明であり、コミュニティ全体の危機感を向上させるとともに、とりわけ若年層をこれらの危険から遠ざけるための地域としての積極的な取組が求められるものと考えられる。

2. 大麻犯罪の拡散傾向

1) 地域における大麻犯罪の組織化の可能性から

前段1において検討した外国人の薬物犯罪の中で渡航制限下にあって、むしろ外国人の薬物犯罪の組織化が進行している可能性について言及した。

さらに従来からある組織暴力団等による薬物犯罪組織との間で、摩擦・交差・役割分担・連絡体系形成などを繰り返しつつ、全体として大きなネットワークを形成していく可能性も考えられるところである。

元厚生労働麻薬取締官 瀬戸晴海氏は、著書「マ

トリ 厚労省麻薬取締官」の中で、『薬物営利犯のコアには、組織暴力団や一部の外国人組織のような薬物犯罪を「ビジネス」として展開しようとする組織があり、薬物使用者数の拡大や薬物使用量の濃厚化を命題として薬物使用への誘引のみならず薬物使用者の営利犯への転進をはかることもあり得る』といった趣旨の言及をされている。

これを地域社会の薬物供給マップとして二次元的に模式化すると、中心に一定程度確立された営利組織（いわば大動脈）があり、そこからある程度意思をもって参入してくる半グレ集団のような層が枝分かれ（いわば中小動脈）し、さらにその外側に誘引された営利犯が多数存在（いわば毛細血管）し、全体の再周辺部に単発的な営利犯が存在するといった構図ができあがる。

このような複雑な構造を持つ薬物犯罪の拡大を防止するには、

① 薬物（大麻）営利犯組織に対する直接的な対策
② 大麻使用者が営利犯に誘引される可能性に対する対策

③ 大麻使用に対する誘引を断つ対策

の3つの角度からの対策が有機的連関性をもって実施される必要があるものと思われるが、①、②についてはプロフェッショナルな取組が必要であって、地域社会レベルでは、むしろ①、②の取組から得られる知見や情報をもとに③における住民啓発、住民教育をどのように充実させ、日常化していくかを考えるべきである。しかし「大麻使用に対する誘引を断つ」対策も、決して容易なものとは思われない。

仮に、ある家庭の高校生が大麻を使用しているらしいとしたら、

① 前提として、親兄弟姉妹や学校の友人、地域の知人には、本人の変化を認識し、危険を察知することができる力や常識があることが望ましい。（一次予防）

② 本人の自覚を促す これは絶対的に必要なことであり、近親者、学校、友人等の支援が求められる。（二次予防）

③ 本人に関係する大麻誘引要因の排除

具体的には、大麻に誘引する知人・友人関係、地域の大麻供給ルートの排除を指すが、これは厳正な取締りと、本人に対する報復などから本人を守るための近親者や地域的關係者、友人などの連携的協力が必要である。（二次予防）

④ 大麻から離脱した高校生が、地域の成員として将来の自己構想をもち、生活できるための取組み（三次予防）

最低でも以上のようなアクションが包圍的かつシームレスに必要とされると考えられ、行政と生活環境を形成するコミュニティ、本人の身近な社会的関係（学校・職場、友人関係）の連携に基づく多角的な支援を可能とする体制づくりが求められるものと考えられる。

2) 若年層の大麻乱用の拡大

若年層の大麻乱用の拡大は、従来から問題視されてきた。令和3年における大麻事犯者5,482名のうち、20歳台の者が2,823名、20歳未満の者が994名、合計3,817名と、大麻事犯者の約70%を占めるに至っており、かつ大麻事犯総検挙者数の伸び以上の勢いで若年層の検挙者数は伸びている。

では、とりわけ若年層の大麻汚染拡大の何が問題なのか。

本人の健康を損なう危険があることは極めて重要な問題であるが、山本経之らは、『大麻が脳に機能的変化をもたらす危険があるのみならず、形態的变化を起こすことが指摘されている』『大麻による障害は大麻の使用頻度や大麻使用の開始年齢と相関し、大人より発達段階の脆弱な青年期の脳において、より敏感に影響する』(大麻問題の現状 危険ドラッグ等の濫用防止のより効果的な普及啓発に関する研究 研究班 企画・編集 真興交易(株)医書出版部 30p)と、青年期の若者にとっての大麻使用に対して警鐘を鳴らしている。

さらに若いうちに反社会的な関係に巻き込まれ、そのことによって正常な地域社会における諸関係から離脱し、あるべき自己形成の機会を失い、また自己の未来構想さえも喪失すること、人口減少局面にあるわが国において、このような若年層が増大すれば、コミュニティの存立そのものが危ぶまれる事態さえ想起できる。極論すれば、若年層の薬物乱用防止は、喫緊の社会的課題であるといえる。

現在、若年層の薬物乱用防止のために相当の学校教育が行われているが、若年層の大麻犯罪拡大にはなかなか歯止めがかかっていない。

大半の若年層が薬物乱用に陥っていないことから、薬物乱用教育が奏功していない、ということではないのは明らかであるが、

R3 組織犯罪情勢 56～57p トピックスⅡ 大麻乱用者の実態より

- ① 低年齢層の者ほど大麻を初めて使用した経緯として「誘われて」が多い。
 - ② 低年齢層の者ほど大麻を初めて使用した動機として「好奇心・興味本位」や「その場の雰囲気」が多い。
 - ③ 年齢が低いほど、複数人で使用する割合が高く、このことから30歳未満の乱用者の多くが身近な環境に影響されて大麻を使用する傾向がうかがわれる。
 - ④ 「インターネット以外の方法」では、全ての年齢層で「友人・知人」から大麻を入手しているケースが半数程度に上り、30歳未満では半数を超える。
 - ⑤ 大麻に対する危険(有害)性を軽視する情報の入手先についても、引き続き、「友人・知人」や「インターネット」が多く、年齢層が低いほど「友人・知人」の占める割合が大きい。
- 等が指摘されており、青少年が学校や仕事から私生

活に戻ったときに、生活環境に大麻使用を誘引する人間関係がある、又は大麻使用を誘引する情報環境がある場合、あるいは家族や関係者の眼が緩い場合に、好奇心やある種の同調圧力も相まって、学校教育などで醸成された認識が、大麻使用誘引に抵抗しきれない状況が生まれやすいのではないかと考えられる。

さらに、ひとたび大麻使用に陥った場合、誘引する友人・知人により、さらに「大麻を使用してよい理由」に誘導されていく傾向も見られ、このような若年層が大麻使用に誘導される「ワナ」に対して、私生活部面における家族や関係者、友人などの目配り、特に学校教育内容の理解や共有に基づく共通の認識形成が必要であると考えられる。また、私生活部面で触れることのできる各種啓発情報等が大きな意味を持つてくるものと考えられる。

若年層の大麻犯罪の拡大のみならず、その低年齢化傾向にも十分な配慮が必要とされている。

平成29年以降のデータで各年次最年少検挙者として14歳の者がいるとされ、仮に中学生以降の大麻犯罪を抑止するためには、さらにさかのぼって、小学校高学年からの充分かつ系統的薬物乱用防止教育が必要であると考えられる。

福島紀子(現 慶應大学名誉教授)は教育実践実績に基づき、『小学校をモデルとして、児童の薬に対する理解度を考慮した発達段階別薬育を継続的に実施した。発達段階別薬育は、小学生においても早期からの系統的な薬育が可能となる内容であり、2013年の調査では、発達段階別薬育が中学生の薬の総合的な適正使用の実施頻度を高める要因になることや、生徒の薬に対する理解を高める要因になっていることが示唆されている』旨述べている。

また、齋藤百枝美(現 東京薬科大学薬学部客員教授)、宮本法子(現 東京薬科大学薬学部客員教授)らは、地域社会において薬学生や薬剤師をリエゾンとする親子参加型の「おくすり教室」を展開し、親と子が一緒に体験や学びによって知識や認識を共有することが特に児童世代の意欲向上につながることで、および親世代の交流を通して、地域コミュニティレベルでの薬識形成に有益であること等を実証した。

以上、若年層の薬物乱用問題、特に大麻乱用問題は、現況において既に地域コミュニティ全体の脅威となりつつあり、放置すればコミュニティの存立にも影響しかねない社会問題であることを明らかにした。

個々の若年者を薬物乱用に陥らせないためには、学校教育に委ねる、個人の自覚の向上に任せる、行政の取組みに任せるといった消極的態度では間に合わず、若年者の私生活環境に潜む薬物乱用の誘引要因を断ち切る、若年者の生活を見守る、家庭や地域において一定の認識共有をはかるなどの具体的・積極的なアクションが求められるものと考えられる。

現況では、相当なレベルで地域行政の取組や、関連する公共的活動を行う団体の活発な活動が行われているにも関わらず、地域社会全体として薬物乱用問題に関する共通認識を構築する機会が乏しく、また、共通認識を立場に応じた具体的アクションにつなげていくような回路形成も不十分である。

若年層の薬物乱用防止を図るためには、若年層を主要なターゲットとした薬物乱用防止に関する啓発活動強化は当然に第一義的に必要なところであるが、地域住民並びに地域行政、公共的活動を行う諸団体の相互的理解・連携関係構築に基づく広報活動、若年者やその関係者、地域住民の地域における共同・共通の学びの場の設定、薬物乱用防止のみならず地域の生活衛生や健全性確保に向けた体系的な地域啓発や地域教育の附与などがより住民生活に身近なもの、日常性のあるものとして、有機的に展開され共有されることにより、行政施策に呼応し、施策の受け皿となり、施策を補完できる地域社会全体の体制が作られ、重要な地域社会成員である若年層を「薬物犯罪者にしない」「再犯者又は常習者にしない」といった社会常識の涵養や底上げが図られるものと期待される。

E. 参考文献等

- 1) 第五次薬物乱用防止五か年戦略
http://219.122.60.67/attach/6686/00313359/yakubuturanyoubosusi_3221.pdf
- 2) 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップ（平成30年の薬物情勢公表）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000544239.pdf>

3) 令和3年版犯罪白書－薬物犯罪－ 法務省
<https://www.moj.go.jp/content/001365724.pdf>

4) 令和3年における 組織犯罪の情勢
警察庁組織犯罪対策部

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/kikakubunsek/i/R03sotaijousei/R03sotaijousei.pdf>

5) 瀬戸晴海「マトリ 厚労省麻薬取締官」
新潮新書 新潮社

6) 大麻問題の現状
危険ドラッグ等の濫用防止のより効果的な普及啓発に関する研究 研究班 企画・編集 真興交易
(株) 医書出版部

7) 薬育のできる人材育成を目指して
福島紀子 公益社団法人日本薬学会 活薬のひと
<https://www.pharm.or.jp/katsuyaku/20180418000007.html>

8) 齋藤百枝美 わくわくおくすり教室
https://www.otc-spf.jp/wp-content/uploads/2021/01/r01a_02.pdf

F. 研究成果発表等

なし。

G. 知的所有権の取得状況

なし。

表1 国籍等別・違反法令別・特別法犯検挙状況
(令和3年における組織犯罪の情勢 図表3-20 筆者改編)

		総数			うちベトナム			うち中国			うちフィリピン			うちタイ			うちインドネシア		
		R2	R3	増減数	R2	R3	増減数	R2	R3	増減数	R2	R3	増減数	R2	R3	増減数	R2	R3	増減数
特別法犯	件数	8,353	6,788	-1,565	3,924	2,790	-1,134	1,729	1,392	-337	505	399	-106	468	396	-72	246	302	56
	人員	6,122	5,104	-1,018	2,724	2,099	-625	1,226	996	-230	430	321	-109	420	336	-84	183	218	35
入管法	件数	6,534	4,562	-1,972	3,468	2,109	-1,359	1,259	942	-317	360	246	-114	424	325	-99	233	277	44
	人員	4,587	3,191	-1,396	2,332	1,429	-903	846	625	-221	292	194	-98	368	265	-103	171	203	32
風営適正化法	件数	100	117	17	0	10	10	75	69	-6	8	3	-5	8	17	9	0	0	0
	人員	118	93	-25	1	8	7	73	60	-13	15	1	-14	23	18	-5	0	0	0
売春防止法	件数	18	29	11	0	0	0	13	18	5	0	1	1	1	2	1	0	0	0
	人員	6	15	9	0	0	0	5	12	7	0	1	1	0	0	0	0	0	0
銃刀法	件数	164	157	-7	54	61	7	47	39	-8	7	12	5	2	2	0	3	2	-1
	人員	133	124	-9	44	46	2	36	28	-8	6	11	5	1	2	1	3	2	-1
薬物事犯	件数	686	890	204	165	219	54	21	42	21	86	92	6	23	38	15	3	3	0
	人員	525	714	189	141	223	82	19	28	9	66	75	9	17	39	22	2	3	1
その他	件数	851	1,033	182	237	391	154	314	282	-32	44	45	1	10	12	2	7	20	13
	人員	753	967	214	206	393	187	247	243	-4	51	39	-12	11	12	1	7	10	3

表2 薬物事犯営利犯検挙件数及び検挙人員数の推移
(令和3年における組織犯罪の情勢 図表2-2 筆者改編)

年別・区分		H29	H30	R元	R2	R3
覚醒剤事犯	検挙件数	636	596	691	525	544
	検挙人員	586	535	682	490	455
	暴力団構成員等 構成比率(%)	303	295	276	278	246
	外国人 構成比率(%)	152	126	272	86	66
		25.9	23.6	39.9	17.6	14.5
大麻事犯	検挙件数	276	321	407	447	562
	検挙人員	193	212	305	342	426
	暴力団構成員等 構成比率(%)	87	79	99	83	104
	外国人 構成比率(%)	35	12	31	28	50
		18.1	5.7	10.2	8.2	11.7
麻向薬事犯	検挙件数	54	63	92	92	120
	検挙人員	24	27	54	68	93
	暴力団構成員等 構成比率(%)	7	5	9	4	7
	外国人 構成比率(%)	9	18	31	24	55
		37.5	66.7	57.4	35.3	59.1

表3 大麻密売関連事犯検挙状況の推移
(令和3年における組織犯罪の情勢 図表2-7 筆者改編)

年別・区分		H29	H30	R元	R2	R3
検挙人員数(%)		127	130	199	228	306
	暴力団構成員等	50 (39.4)	49 (37.7)	63 (31.7)	53 (23.2)	71 (23.2)
	外国人	19 (15.0)	6 (4.6)	14 (7.0)	19 (8.3)	29 (9.5)
	その他	58 (45.7)	75 (57.7)	122 (61.3)	156 (68.4)	206 (67.3)

表4 大麻事犯年齢別検挙人員の推移
 (令和3年における組織犯罪の情勢 図表2-22 筆者改編)

年別・区分		H29	H30	R元	R2	R3	
大麻事犯	検挙人員	3,008	3,578	4,321	5,034	5,482	
	年齢別	50歳以上	152	157	192	133	174
		構成比率(%)	5.1	4.4	4.4	2.6	3.2
	40～49歳	347	370	502	459	507	
		構成比率(%)	11.5	10.3	11.6	9.1	9.2
	30～39歳	1,038	1,101	1,068	1,015	984	
		構成比率(%)	34.5	30.8	24.7	20.2	17.9
	20～29歳	1,174	1,521	1,950	2,540	2,823	
		構成比率(%)	39	42.5	45.1	50.5	51.5
20歳未満	297	429	609	887	994		
	構成比率(%)	9.9	12	14.1	17.6	18.1	
	うち中学生	2	7	6	8	8	
	うち高校生	53	74	109	159	186	
	大学生	55	100	132	219	232	

表5 大麻事犯の初犯者率の推移
 (令和3年における組織犯罪の情勢 図表2-24 筆者改編)

年別・区分		H29	H30	R元	R2	R3	
大麻事犯	検挙人員	3,008	3,578	4,321	5,034	5,482	
	初犯者数	2,294	2,741	3,355	3,974	4,281	
	初犯者率(%)	76.3	76.6	77.6	78.9	78.1	
	年齢別	50歳以上	60.5	64.3	58.9	55.6	66.1
		40～49歳	66	64.9	67.1	67.5	67.5
		30～39歳	70.9	69.7	71.1	71.3	68.5
		20～29歳	82.6	81.2	81.8	81	80.4
20歳未満		89.9	92.8	90.3	91.2	88.5	

表6 大麻栽培事犯の検挙状況の推移
 (令和3年における組織犯罪の情勢 図表2-25 筆者改編)

年別・区分		H29	H30	R元	R2	R3
検挙件数		191	175	172	257	244
検挙人員		138	152	164	232	230
	暴力団構成員等	53	25	42	46	48
	同%	38.4	16.4	25.6	19.8	20.9

厚生労働行政推進調査事業費補助金
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)

分担研究報告書

地域社会において「薬物乱用予防」を主体的に担うことのできる
ヒューマンリソースの開発・教育及び relation 形成の試み

調査研究 2 モデル事業 1：薬剤師等の地域共助職種に対する意識啓発活動

調査研究 3 モデル事業 2：各種団体との協働による一般市民を対象とした意識啓発活動

研究分担者：鈴木順子（北里大学）

研究協力者：藤田幸恵、高橋千佳子、今津嘉宏、徳永恵子、増田紳也

伊藤 崇（一般社団法人地域医療薬学研究会）

山村真一、吉岡ゆう子、藤田道男（薬局団体連絡協議会）

研究要旨

本年度は、地域の薬物乱用防止活動における「地域共助職と地域住民の協働性」概念の定着強化を目指して、共有協働可能な啓発の機会を主にセミナー企画として設定した。本来、別建てで実施予定だったモデル事業 2 つについては COVID-19 未終息による行動制限のため一本化して、薬剤師等の地域共助職種と地域住民が共有協働可能な意識啓発の機会を内部セミナーとして計画するもの、及び各種関係団体の実施する企画への共同参加として計画するものにデザインしなおした。上記事情により、フィールドワーク等は実施できなかったが、これらモデル事業に参加した一般市民には事後の Web 調査などでみると概ね好評であった。また、外部企画への参加については、前年度の同様の取組みに比べて入念な事前アナウンス、範囲を拡大しての参加呼びかけが奏功して薬剤師・他職種の参加者数を増やすことができ、一部は市民によるモニタリング参加もお願いすることができたので、外部企画の主旨や形態、内容およびレベルなどを考慮しつつ、積極的に進める方向で検討したい。内部セミナーについては、本研究の進行を睨み、テーマを「地域住民と医療・介護職種が協力して進めるセルフケアとケア支援」に関連するものを取り上げ、セミナー参加者が立場を越えて相互に会話可能な状態を確保したことから、相互の期待や考え方が理解できる機会となった。次年度においても COVID-19 の収束は不確定な状態ではあるが、熟慮の上で柔軟なモデル事業設定を検討していきたい。

A. 研究目的

薬剤師等の地域共助専門職種が、地域社会に発生する保健衛生上の問題を日常臨床課題として、関連機関や地域住民との連携を介して解決に導くための基本的な考え方、知識の附与を図り、意識・行動変容を誘導する。併せて地域住民に薬剤師等と機会の共有によって相互的互惠関係を作り得ることの認識を開き、自立的な地域貢献ができるような意識・行動変容を誘導する。

B. 研究方法

- 1 一般社団法人 地域医療薬学研究会（SSCP）主催で、年間計画に基づき研修セミナーを実施する。並びに主に会員に向けて、主旨の理解を深めるための資料提供を行う。
- 2 外部団体、教育機関の要請に基づき講演、研修等を実施する。
- 3 他団体等との連携・協力を促進し、共同事業及び相互支援協力を図る。

*これらの企画は可能な範囲で一般市民の誘致を図るものとする。

C. 結果

- 1 一般社団法人 地域医療薬学研究会主催の研修セミナー実施及び資料提供

まず、年度初頭に本年度の研究会活動テーマを明らかにする文書を作成し（2021 年度所感）、ホームページに掲載するとともに、会員メールアドレスを用いて周知を図った。当該テーマに基づき、年度前半の会員啓発教育に有用と考えられる書籍（地域医療薬学研究会倫理審査委員会によるモニタリング済）、薬局利用者が利用できる「健康カード」（SSCP 監修品）を無償配布した（2021 年 6 月）。ついで、地域医療薬学研究会に設置され、主に研究会としての活動企画提案及び、必要な学術的検討を行う委員会である企画・研修・学術委員会を中心に倫理審査委員会、編集・広報委員会を加えて、令和 3 年度のセミナー企画の検討に入った。

令和3年度のセミナー企画は、

- ① 薬剤師・多職種及び一般市民が共有でき、意見交換可能なテーマ
- ② 近未来においてタスクシェア/シフトが目指されている内容

を中心的コンセプトとしてテーマの選定と内容の検討を行うものとした。

実施可能なテーマとして、在宅療養患者の褥瘡ケア、在宅がん患者の療養・ケア支援、薬局・薬剤師のレギュレーションがあげられ、いずれもシリーズとして展開できるようにプログラムすることとした。

令和3年度は、他のプログラムの予定も考慮して、セミナー企画としては6回(褥瘡ケアシリーズ先行、遅れてレギュレーションシリーズ、がん患者支援シリーズ)を予定した。他団体との共同企画としての講演2回を含めて、合計8回のセミナーを実施した。開催後Webによりアンケートを実施したところ、以下のとおりであった。

○ 市民の参加状況

a. 在宅褥瘡ケア(入門編)全4回

- ・のべ市民参加者数 14名
- ・参加のきっかけ
 - 知り合いの薬剤師に誘われて 8名
 - 知り合いの看護師に誘われて 2名
 - webサイトで知って 2名
 - その他 2名
- ・参加の感想
 - 「おまかせではなく、自分たちができることが多いことがわかって、少し自信がついた。」
 - 「医療従事者と一緒に参加でき、新鮮だった。」
 - 「わからないことがあっても、紹介してくれた薬剤師や看護師に相談できるとわかって心強い。」
 - 「今は、懇意にしている薬局・薬剤師はいないが、住んでいるところで相談できる薬局・薬剤師をみつきたい。」
 - 「最初の2回の講義(専門看護師による)は専門用語が多く難しい印象だったが、後半2回の医師の講義は、利用できる制度なども紹介してくれてありがたかった。」
 - 「テキストがもらえたので、家族や知り合いと共有できる」等

b. 薬局・薬剤師のレギュレーション 全2回

- ・のべ市民参加者数
 - 依頼モニター4名、その他2名
- ・参加者の感想
 - 「直接に自分たちに関係があることではなかったので、難しく感じた。」
 - 「薬局は病気になったときにおくすりをもたらすところだと思っていたが、本当はそれだけではないことがおぼろげにわかった。」
 - 「あたりまえに利用している保険医療が、いろいろなせめぎあいの中で成立しているらしいことがわかり、もっと大事に上手に利用できるかしこい患

者になるべきだと思った。」

「もっと自分の健康に関心をもって、普段から薬局・薬剤師となにかかにかでつきあっておくとういかもしれない。」

令和3年度セミナー企画の進行と、本研究における調査研究4の進行経過を併せて検討し、最終セミナー時に会員、外部セミナー参加者、関係団体等に向けて、『あなたに知ってもらいたい薬物の話(公財麻薬・覚せい剤乱用防止センター)]を送付した。

2 外部団体、教育機関の要請に基づく講演、研修等の実施

本研究 調査研究4の進行経過で策定した「薬局経営戦略上の問題としてソーシャルアクセス機能を考えてもらうためのレギュレーション資料」に最も切迫した地域課題でありながら最も認識の薄い薬物乱用防止活動を上重し、必要に応じてバリエーションも作成して、以下の研修等で用いた。

- 1) 医療創生大学学生対象医療倫理学講義(web講義)(2021年9月)
- 2) 同 配信(市民対象)(2021年10月)
- 3) 地域医療遂行力向上セミナー(2021年10月)
- 4) 神奈川県港南区薬剤師会研修会(2021年10月)
- 5) 神奈川県薬剤師会 倫理研修会(2021年11月)
- 6) J-HOP 南関東ブロックフェスティバル基調講演(2022年2月)

3 他団体等との連携・協力促進及び共同事業及び相互支援協力事業

- 1) NPO-SMAC との連携事業
 - みなと区民まつりにおける共同出展(みなと区民まつりの中止)
- 2) 中性脂肪学会との共同事業
 - 健康づくりに役立つ市民向けコンテンツの開発(経過中)
- 3) 日本褥瘡学会・在宅ケア推進協会との連携事業
 - SSCPにおけるセミナー企画への協力
 - 次年度の日本褥瘡学会・在宅ケア推進協会 学術大会の協賛検討
- 4) 東京都薬剤師会
 - 零售薬局問題に関する意見交換、コンサルテーション
- 5) 日本保険薬局協会
 - タスクシフト/シェアに関する意見交換と厚生労働省への上申協力
 - ソーシャルアクセス機能に関する意見交換
- 6) 薬局団体連絡協議会における事業
 - 第3回薬局団体連絡協議会シンポジウムの共同実施
 - フォローアップに関する研究の共同実施

D. 考察

先行する調査研究を踏まえれば、地域共助職種、機関などの意識変容と薬物乱用防止活動に向けた地域

資源化を図るためには、薬物乱用防止以前の意識変容から開始せざるを得ない。また、迂遠ではあっても、いわゆるソーシャルアクセス機能、健康サポート機能に対する本質的な理解を得るところから始めることによって、積極的な関心の掘り起こしや各自における自立的工夫の余地が生まれる可能性がある。

以上に基づき、本年度は結果に示すような、『薬剤師・多職種及び一般市民が共有でき、意見交換可能なテーマ設定』といったコンセプトに従い、セミナー企画を構築した。

すべて、薬剤師研修セミナーとして企画したが、内容は、多職種協働や、家族等の積極的ケア参加に言及するものとした。

小規模セミナーとして、講演者－参加者間のみならず、参加者同士の意見交換も可能な場の設定としたこと、シリーズ展開をしたこと、薬剤師やほかの医療・介護職と市民のペアリング参加を試みたこと、各種研修資料（主に書籍）の配布を行ったことなどから、結果に示す市民の参加状況にみられるように、概ね好評であった。

一方で、頻回開催のため、アナウンス上の混乱などの事務上のミスもあり、改善事項として残った。

次年度は、がん患者支援とレギュレーション講座を主に展開する予定であるが、レギュレーション講座は本格的にソーシャルアクセス機能、健康サポート機能を軸とした展開を考えており、コンピテンシー策定と併せて本研究の最終年度の成果としたい。

そのほか、本年度は、他団体との関係構築が進み、薬局が抱える諸課題に関するコンサルテーションなどを実施する機会が増えた。いずれも薬局の機能及び医薬品等の適正流通・適正使用にまつわる話題であり、継続的に意見交換の中で、薬物乱用防止に言及することはむしろ自然の帰結でもあらうと考えられ、

一層の促進を期するものとした。

E. 参考文献等

1) 薬学教育薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂に関する専門研究委員会第10回議事録、配布資料
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/47/index.htm

2) 患者のための薬局ビジョン

(平成27年10月23日 厚生労働省)

<http://www.pref.kanagawa.jp/documents/9794/honbun.pdf>

3) 薬機法等の一部を改正する法律案の概要と論点
松尾 晴菜、立法と調査 2019、5 NO.412 参議院
常任委員会調査室・特別調査室

4) 個と地域の一体的支援

岩間伸之・原田正樹 『地域福祉援助をつかむ』
2012 有斐閣

5) 次代を担う医療者のための地域医療実践読本
中根晴幸 幻冬舎 2016

6) 小学校高学年における首尾一貫感覚 (Sense of Coherence ; SOC) の変化および ソーシャルサポートとの因果関係 : 1年間の縦断調査から、朴峠周子、武田 文、戸ヶ里 泰典、山崎 喜比古、木田春代、日本公衆衛生雑誌 58 (11) 967-977 2011-11-15

F. 研究成果発表等

なし。

G. 知的所有権の取得状況

なし。

分担研究報告書

地域社会において「薬物乱用予防」を主体的に担うことのできる
ヒューマンリソースの開発・教育及び relation 形成の試み

調査研究 4 薬物濫用防止に係る薬剤師の素養向上のための調査と育成のための方法、
教材等の検討

研究分担者：鈴木順子（北里大学）

研究協力者：高橋千佳子、増田紳也、伊藤 崇（一般社団法人地域医療薬学研究会）
大室弘美（武蔵野大学）

研究要旨

コロナ禍、医薬品医療機器等法などの制度改定直後、2022 年保険改定などの薬局を取り巻く流動的な情勢のもとで、薬局が本来有するソーシャルアクセス機能に関する調査を行い、現況における課題を抽出し、薬局薬剤師が薬物乱用防止を頂点とする地域の公衆衛生向上に係る活動を自律的に担うために必要な論理的背景を構築した。併せて、薬物乱用防止を日常的課題として扱うことができる薬局業務のありかた、及び薬物乱用防止に関する薬剤師の素養向上に寄与するため、コンピテンシーの検討及び資料等の検討を行った。薬局・薬剤師・関係者に向けて、セミナー等によって「薬事情勢の動向に照らした薬局・薬剤師のありかたの適正化（以下レギュレーション）」を図りつつ、コンピテンシー検討のための参考資料のうち、現時点から利用可能と思われる資料『あなたに知ってもらいたい薬物の話（公財 麻薬・覚せい剤乱用防止センター）』を先行的に配布した。

A. 研究目的

地域社会の薬物乱用防止等の公衆衛生向上のための多角的な取組ができる薬局体制の構築、及び薬剤師の素養向上を図る。

B. 研究方法

1 薬局のソーシャルアクセス機能に関する現状調査

・web 会議システムを用いた対話型の聴き取り調査（1 件 30 分程度）を内部調査として以下のとおり実施した。

・調査対象：
（一社）地域医療薬学研究会（SSCP）所属薬局及び関係薬局の経営者、管理薬剤師

・条件：
2021 年 8 月 25 日実施の SSCP セミナー又は 2021 年 9 月 26 日実施の第 3 回薬局団体連絡協議会シンポジウムの参加者

・調査件数：50 件

・調査期間：2021 年 9 月 30 日～同 11 月 30 日

・調査の趣旨、調査項目等

：別紙 1-1～1-2 参照

2 薬局薬剤師の薬物乱用防止に係るコンピテンシーの検討

各種薬物乱用防止に係る書籍、教育資料等を調査し、その中から各領域設定上の指標となり得る資

料・書籍を選定し、地域社会の共助専門職のレベルに対応するコンピテンシー案を検討した。

C. 結果

1 薬局のソーシャルアクセス機能に関する現状調査

項目 1 薬局の健康サポート機能について

1) 健康サポート薬局の表示の有無

① 表示あり（17/50）

② 表示なし（表示取得の意思なし）（8/50）

③ 表示なし（表示取得の意思あり）（19/50）

④ 現時点で不明（6/50）

2) 健康サポート機能のアウトカムについて

① 要指導医薬品等や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言や健康の保持増進に関する相談に対応できている。（31/50）

② 服薬情報の一元的・継続的の把握の取組ができている。（43/50）

③ 懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップができている。（37/50）

④ 24 時間対応体制を構築している。（18/50）

⑤ 在宅患者対応ができている。（33/50）

⑥ 地域における連携体制の構築を図っている。（22/50）

⑦ 地域の住民向けに様々な媒体を活用した情報発信を行っている。（6/50）

- ⑧ 健康の保持増進に関するポスター掲示、パンフレット配布を行っている。(11/50)

項目 2 薬局のソーシャルアクセス機能について

1) 災害対応

- ① 災害時救護所活動参加体制がある(41/50)
② 災害時薬局開局体制がある(37/50)
③ 地域における災害対応啓発・教育を行っている(12/50)

2) 重大かつ広範な感染症蔓延時の対応

- ① 初期対応体制(一般用医薬品、衛生材料、栄養補給等)がある(26/50)
② 感染症患者、それ以外の居宅療養者に対する在宅訪問体制がある(8/50)
③ ワクチン接種等地域防疫活動協力体制がある(31/50)

④ 地域住民に対する情報提供体制がある(7/50)

3) 薬物乱用防止活動

- ① 学校薬剤師活動を行っている(13/50)
② 行政・薬剤師会等のイベント等に参加協力している(44/50)
③ 薬局独自又は機関連携による情報発信、相談応需、勉強会等を実施している(3/50)

項目 3 今、問題だと感じていること(フリートーク)

- ・法制化された服薬中のフォローアップをどのようにやればよいのか。また、その必要性をどのように患者に理解してもらうか。
- ・法制化された服薬中のフォローアップの情報を薬局としてどのように利用可能か。
- ・在宅訪問業務をどのように行うのか。まず、どのように在宅訪問業務に関われるか。
- ・医薬品等の供給に関して
後発品の供給の不安定さが地域連携の障害になる。
一般用医薬品のオーバードーズ問題
零売薬局の問題
- ・コロナ禍の長期化につれて地域包括ケア体制、居宅療養支援に入りにくくなった実感がある。
- ・地域社会のニーズがつかめない。
- ・自分の回答を振り返って、どの局面でも薬局としての地域向け情報発信が足りないことに気付いた。しかし、情報の種類、ツール、内容の程度などが読めない。

2 薬局薬剤師の薬物乱用防止に係るコンピテンシー第一次案の検討

1) 検討ベースとするべき資料等の選定

■ 初期的検討指標設定と参考資料の選定

- (1) 薬局・薬剤師が地域社会の薬物乱用防止に取り組むためのバックグラウンド形成に向けて

医薬品の専門家である薬剤師が薬局のソーシャルアクセス機能をベースに地域社会の日常的かつ臨床的課題として薬物乱用防止に取り組むとした場合、最低限必要なアクションは適時適正な地域社会全体に対する情報発信であり、薬局が薬物乱用防止活動の窓口になり得ることの周知をはかることである。

したがって、

a. 薬局・薬剤師が地域住民主体の薬物乱用防止活動をリードし、サポートすることの法制度上の合理性を明らかにしておかなければならない。

b. また、医薬品の専門家として、薬物乱用が個々の健康に及ぼす有害な影響、薬物乱用問題の社会的側面(地域社会全体に及ぼす有害な影響)、行政等の薬物乱用防止施策の動向、薬物乱用防止のために利用可能な社会資源、啓発資材等について体系的かつ総攬的に理解しておく必要がある。

以上の観点から、

a. については関係法律等を横断的に網羅する『薬事衛生六法 2021(薬事日報社)』を選定した。

b. については、本研究の先行研究を担当した研究班が厚生労働省の監修のもとで作成した『大麻問題の現状(危険ドラッグ等の濫用防止のより効果的な普及啓発に関する研究 研究班 企画・編集 真興交易(株) 医書出版部)』を選定した。

(2) 地域住民と地域共助職が協働して獲得すべき到達点：一次予防について

薬物乱用防止活動を地域住民目線で考えた場合に、地域住民が最初に構築しなければならない認識は、薬物乱用の危険を熟知し、a. 自分が薬物乱用者にならないこと、ついで b. 身近な人を薬物乱用の危険から遠ざけることである。

薬剤師らがこれをリードし、サポートするために

a. を目的とした場合には比較的平易であって、信頼性の高い資料を参考にして、地域住民の初期的な認識の到達点及び到達レベルを設定するのが望ましいと考えられ、検討資料として『あなたに知ってもらいたい薬物の話(公財 麻薬・覚せい剤乱用防止センター)』を選定した。

また、b. を目的とした場合には、正しいことを主張できること、のみならず、薬物乱用に向かおうとする人との間で必ず発生するコンフリクトに対して、想定される相手の主張をある程度予測し、かつ相手を切り捨てることなく、相手の主張をいったん受容し、継続的な対話を行うなどの教育的態度の醸成も必要となることから、薬物乱用問題に関する様々な考え方を知っておくために、検討資料として

『危険ドラッグ問題の表と裏(加藤哲太、北垣邦彦、嶋根卓也、益山光一、松田勉、安田一郎 著 薬事日報社)』を選定した。

(3) 地域住民と地域共助職が協働して獲得すべき到達点：乱用から依存に至る道筋の理解と依存からの

回復支援：三次予防

地域住民が主体となって、地域における諸関係の中で、薬物乱用や依存症からの離脱・回復・生活復帰を支援することを想定した場合、それをリードし、サポートするためには

a. 依存症の生理学的医学的側面の理解のみならず、薬物乱用や依存症形成に果たす人間関係の影響、薬物乱用や依存症からの離脱に果たす人間関係の意義を理解し、必要に応じて情報提供できなければならない。そのために、人間関係から薬物乱用、依存症へいたる過程の理解を期して『人間関係の心理学(古畑和孝編 サイエンス社)』を、逆に薬物乱用、依存症からの離脱に果たす人間関係の意義の理解を期して、『つながりから考える薬物依存症(岩室紳也、松本俊彦、安藤晴敏 著 大修館書店)』を選定した。

b. 薬物からの離脱のための臨床的基盤とプロセス、および必要なアクションの意義を理解し、立場に応じてサポートできるようになることを目標に、地域住民のリーダー、あるいはサポーターとして備えるべき知識・認識のレベルを考えるために『薬物離脱ワークブック(松本俊彦・伊藤絵美 監修 金剛出版)』を選定した。

2) 薬局・薬剤師が地域社会で薬物乱用防止に取り組むためのコンピテンシー第1次案の作成着手
地域住民主体の薬物乱用防止活動を展開するために、薬局・薬剤師は

a. 自ら薬物乱用防止活動を担うことができる(リーダーとしての位置づけ)

b. 地域住民の育成を図る(サポーターとしての位置づけ)といった複眼的視点をもって関与しなければならない。

以上の事情から、薬局・薬剤師が地域社会で薬物乱用防止に取り組むためのコンピテンシーは、大きくは

(領域Ⅰ) リーダーとしての役割を果たすためのバックグラウンド構築を目的とした領域、

(領域Ⅱ) 自律的に自ら薬物乱用防止活動を実施するための知識獲得と地域住民との共有に関する領域、

(領域Ⅲ) 地域住民が主体的に薬物乱用防止活動を担えるようになるための啓発・教育的支援を行うことができるようなスキル養成に関する領域に大別できるものとして、前記各資料検討に基づき、第1次案の作成に着手した。

領域Ⅰ

地域社会において共助専門職として責任をもって薬物乱用防止に取り組むための基本的コンピテンシー
コンピテンシーⅠ-1 プロフェッショナリズム
パフォーマンス

① 薬局・薬剤師が地域社会の薬物乱用防止を日常的臨床課題として取り組むことに関する合理的根拠について述べるができる。

- ② 薬局・薬剤師が地域社会の薬物乱用防止を日常的臨床課題として取り組むことに関する社会的責任・社会的義務について理解している。
- ③ 地域社会の住民が薬物乱用や医薬品の不適正使用について抱えている意識・感情を汲み取ることができる。
- ④ 専門職種として必要な関連法令を理解している。

*領域Ⅰは、前段1) 資料検討コンセプト(1) 薬局・薬剤師が地域社会の薬物乱用防止に取り組むためのバックグラウンド形成に向けて得られた知見をもとに設定したものである。薬剤師が地域の薬物乱用防止活動のリーダーとして行動することができることを目標として、コンピテンシーを「プロフェッショナルリズム」と設定し、資料検討の視点a.、b. に従い、パフォーマンスを設定した。

領域Ⅱ

薬物乱用防止活動を自律的に実施するためのコンピテンシー

■コンピテンシーⅡ-1

乱用医薬品、乱用薬物に関する知識
パフォーマンス

- ① 乱用医薬品、乱用薬物の概要及びその危険性について述べるができる。
- ② 乱用医薬品、乱用薬物に関する要時の情報提供の必要性を想起できる。

■コンピテンシーⅡ-2

医薬品・不正薬物の乱用と依存形成に関する知識
パフォーマンス

- ① 医薬品・不正薬物の乱用実態に関して述べることができる。
- ② 乱用から依存形成に至るプロセスリスク及び社会関係上の要因について概要を述べるができる。
- ③ 依存からの離脱に必要な医療的支援、社会的支援について述べるができる。
- ④ 以上について、要時の地域住民に対する情報提供の必要性を想起できる。

■コンピテンシーⅡ-3

関連する薬物乱用防止活動に関する知識
パフォーマンス

- ① 地域行政、関連機関・団体が行う薬物乱用防止活動を把握している。
- ② 学校薬剤師による地域活動を把握している。
- ③ 薬物依存者の社会復帰に関する地域活動を把握している。
- ④ 以上の地域活動に参画できる。
- ⑤ 以上の地域活動について、地域住民に情報提供できる。

*領域Ⅱは、前段1) 資料検討コンセプト(2) および(3) 地域住民と地域共助職が協働して獲得すべき

到達点 で得られた知見をもとに設定したものである。薬剤師が自律的に地域の薬物乱用防止活動を行うことができる、およびその活動を地域住民と共有できることを目標として、コンピテンシーを3つの視点における知識等として設定し、パフォーマンスでは、その知識等のアウトプットができるところまでを想定した。

領域Ⅲ

薬物乱用防止に関する啓発・教育スキル

コンピテンシー、パフォーマンスともに検討中

D. 考 察

1 薬局のソーシャルアクセス機能に関する現状調査について

調査をアンケートで行わず、対面聴き取り型とした理由は、背景・事情・構成の異なる薬局の経営・運営に関わる事項について行間を読む形で課題として抽出することを企図したためである。対面インタビュー式の調査はサンプル数が少なくなるという難点はあるが、パイロット調査としては、サンプル数を稼いで統計的に結果を出すよりは、実態に迫る必要があると考えた。また、この手法を取った場合、インタビューを受ける側にも「気づき」が得られる可能性が高くなり、薬局の経営・運営に何らかの示唆を与えられる余剰的効果も見込まれた。なお、調査に参加してもらった薬局には、調査研究2、および3で構築した薬局経営運営・薬剤師業務の再編を目指すレギュレーション資料を用いたセミナー、シンポジウム参加によって情報レベルの標準化・適正化を行い、調査効率、あるいは被調査者の理解向上を図った。

一般に調剤中心で業務展開する大多数の薬局では、ソーシャルアクセス機能は、「要時の課題」であり、日常業務の中に組み込まれていないことが多い。

ソーシャルアクセス機能はむしろ薬局の本来の機能であり、その1つの表現型が「健康サポート機能」である。地域社会のすべての生活局面において、一次予防、三次予防的な関わりをもつことが求められ、薬局という共助機関の社会的責任において地域社会の「健康経営」に寄与し、公衆衛生の向上に向けた生活健康支援を行う義務を負うものと考えられる。

しかし、これまでの経年調査から推して、薬局総体としてそのような具体的な理解には至っていないという実感は得られていない。そのような実状を対象となった薬局に自覚してもらうこと、更に今般の法改正等の主旨からすでにソーシャル機能を持たない薬局はその社会的存在意義に疑念すらもたれるという理解を図ること、その上で現状課題と感じていることに対して何らかの協力・情報等を提供することも企図した。

調査結果は記載の通りである。健康サポート機能については、調査の範囲では、健康サポート薬局表

示をとれていると回答した薬局は、全国水準（概ね5%）よりも高い水準（34%）であり、相当に健康サポート機能に対する取組に注力している薬局が多いと思われるが、一方で、24時間対応体制、感染症蔓延時の在宅訪問体制などに遅れがみられ、すべてを通じて、情報発信体制、地域住民の啓発・教育などの取組は低水準にとどまっている。

以上の取組の遅れは薬局の日常的臨床業務の盲点を表すものと考えられ、薬局からの発信や啓発・教育の取組みは、地域住民との連携及び地域の関係機関との連携、薬局における医療部面の業務につながっていくものとして再構築されなければならないことが明らかとなった。

それが、2025年地域包括ケア体制の一応の完成に至る薬局のありかたとして一連の法改正の主旨に沿うものであると考えられる。

以上の知見に基づき、今年度は、薬局経営戦略上の問題としてソーシャルアクセス機能を考えてもらうために調査研究2および3の進行過程で得られた知見等をもとに、薬局経営運営・薬剤師業務の再編を目指すレギュレーション資料を作成し、最も切迫した地域課題でありながら最も認識の薄い薬物乱用防止活動を上重ねる形で完成させ、必要に応じてバリエーションも作成して、各種啓発事業に用いた。更に、この調査で明らかになった薬局の弱点である情報発信や地域住民の啓発・教育に益する各種資料を選定して、関係薬局に配布を行った。また、これらの啓発事業や、資料配布は、次の『薬局薬剤師の薬物乱用防止に係るコンピテンシーの検討』と並走して実施され、コンピテンシーの検討にさまざまな示唆を与えた。

2 薬局薬剤師の薬物乱用防止に係るコンピテンシー第一次案の検討

この試みは、薬局コンサルティングを主務とし、SSCPで倫理審査等を預かる会員、薬学教育に経験を

有する会員、薬局経営者であって薬学臨床部面の教育に参画する会員、医薬品医療衛生資材の卸売販売業者である会員、および一般市民をチームとして検討を開始した。

指標とすべき各種資料は、以下の3つの観点

(1) 薬局・薬剤師が地域社会の薬物乱用防止に取り組むためのバックグラウンド形成に向けて

(2) 地域住民と地域共助職が協働して獲得すべき到達点：一次予防について

(3) 地域住民と地域共助職が協働して獲得すべき到達点：乱用から依存に至る道筋の理解と依存からの回復支援：三次予防

に応じて3系統準備し、そのほか必要に応じて入手することとした。

前段調査から明らかにされたソーシャルアクセス機能に関する欠落を考慮して、『薬局・薬剤師が地域

社会の薬物乱用防止に取り組むためのバックグラウンド』構築には熟慮する必要があったため、前段で完成した啓発資料等をもとに最終的には全メンバーの合議を経てコンピテンシー第1次案提案に至った。現況では2つのドメイン（領域）を設定し、各領域におけるコンピテンシーを設定したが、その中で、前記「薬局のソーシャルアクセス機能に関する欠落」を意識したパフォーマンスを盛り込んだ。

領域Ⅲの薬物乱用防止に関する啓発・教育スキルについては、今年度は設定を見送り、継続検討課題とした。かなり専門的な検討が必要とされる領域であり、次年度において指標となる資料の追加も含めて、全員で再検討し、設定することとした。

本年度作成された薬局・薬剤師コンピテンシー第1次案はすべての領域をカバーするものとはなっていないが、少なくとも『地域住民と地域共助職が協働して獲得すべき到達点』については、領域Ⅱに盛り込まれているものであることから、次年度は可能な限り、薬局・薬剤師等と地域住民が共有可能な平易な「薬物乱用防止マニュアル」パンフレットを作成し、関係薬局、関係医療機関、その他関係組織を通じて市民に配布し、さらにセミナー参加などを促すなどによって、情報の提供及び認識の共有、や薬物乱用防止にむけた関係づくりを試みたい。

また、このような試みの中で、領域Ⅲの薬物乱用防止に関する啓発・教育スキルに関する具体的な知見を得ていくとともに、領域Ⅰ、領域Ⅱに関する検

証も漸次行っていきたいと考えている。

E. 参考文献等

- 1) 住民と創る地域包括ケアシステム
永田 祐 ミネルヴァ書房 2013. 6月
- 2) 地域包括ケアの社会理論への課題—健康概念の転換期におけるヘルスケア政策、猪飼 周平 社会政策 2011 2 (3) 21-38
- 3) 看護管理者のコンピテンシーの概念分析
別府千恵
The Journal of the Japan Academy of Nursing Administration and Policies Vol. 23, No. 1, 160-167, 2019
- 4) 理学療法士の地域包括ケアシステムへの参画推進に向けた地域活動実践能力開発に関する研究、渡邊 勸 茨城県立医療大学大学院博士論文 2016. 1月
- 5) 民間主導・行政支援の公民連携の教科書
清水 義次、岡崎 正信、泉 英明
2019. 1. 11 日経 BP 社

F. 研究成果発表等

なし

G. 知的所有権の取得状況

なし

薬局のソーシャルアクセス機能に関する現状調査

■ 調査の趣旨

「患者のための薬局ビジョン」の実体化を目指して、薬局をめぐる法制度整備が急ピッチで進んでいます。その目まぐるしい変化に、薬局の経営・運営面で適切な目標設定や業務体制整備ができているのか、不安や懸念が尽きない状況であることはよく理解しております。

一方で、社会情勢の変化もまた、非常に大きく、現状で地域社会全体の健康上の課題、生活安全不安の問題も抜き差しならない状況に至ろうとしています。

薬局は、有力な、しかも地域住民の生活に密着した共助機関として、薬剤師は地域の公衆衛生の向上増進・国民の健康な生活確保を任務として背負う独立的専門職種として、その責務をいかに果たすのか、といった視点で薬局経営運営および薬剤師業務の再編再構築を待たなして図っていく必要に迫られています。これらの薬局経営・運営、薬剤師業務の再編再構築は、結局のところ薬剤師の任務に基づいて行われるべきであり、最大のアウトカムを地域社会の「健康経営」、地域社会の健全性確保に置くべきこと、具体的には薬局のソーシャルアクセス機能に重心を置くべきこと、およびその合目的性、合理性などを「薬局・薬剤師のレギュレーション」講座等でお示ししました。

以上の趣旨に基づいて、薬局ソーシャルアクセス機能の有効かつ適正な発展を期するため、今回の調査を実施いたしたく、ご協力をお願いいたします。

■ 調査の内容

1 健康サポート機能について

ソーシャルアクセス機能の基盤は第1に健康サポート機能にあると考えられますが、もっとも早く法令に定義された「健康サポート薬局」は、最近法制化された「地域連携薬局」などに比べて、普及が遅れている現状です。この項目では、まず、現に健康サポート薬局であるか、でない場合においては健康サポート薬局となる意思があるかないかをうかがい、第2番目に健康サポート薬局であるかないかに関わらず、本来薬局に内在すると考えられ、かつ法令に要件化されている健康サポート機能を取り上げて、薬局として何をどの程度達成できているのか、達成度の低い機能は何かを探り、薬局の機能的発展に寄与したいと考えます。

2 ソーシャルアクセス機能について

健康サポート機能では直接にはカバーしていないソーシャルアクセス機能を取り上げ、それぞれについての薬局の取組みの状況を伺い、最終的に地域社会の健全性確保、生活安全確保に必要なかつ急務となる取組について考えていく一助としたいと考えます。

3 フリートーク

これまでのインタビューの過程で気づかれた問題点、あるいは薬局業務を行っていく上で常々悩んでいる問題などなんでもお話してください。

インタビュー

1 健康サポート機能について

1) 貴薬局は「健康サポート薬局」の表示を行っていますか？（択一）

- ① 表示あり
- ② 表示なし（表示取得の意思なし）
- ③ 表示なし（表示取得の意思あり）
- ④ 現時点で不明

2) 健康サポート薬局であるなしに関係なく、以下の健康サポート機能に関する取組を行っておられますか。個々の項目についてお答えください。

- ① 要指導医薬品等や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言や健康の保持増進に関する相談に対応できている。
- ② 服薬情報の一元的・継続的把握の取組ができている。
- ③ 懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップができている。
- ④ 24時間対応体制を構築している。
- ⑤ 在宅患者対応ができている。
- ⑥ 地域における連携体制の構築を図っている。
- ⑦ 地域の住民向けに様々な媒体を活用した情報発信を行っている。(6/50)
- ⑧ 健康の保持増進に関するポスター掲示、パンフレット配布を行っている。(11/50)

2 健康サポート機能ではカバーしきれていないソーシャルアクセス機能について

薬剤師会等が提唱するソーシャルアクセス機能を取り上げ、その対応状況をおたずねします。

1) ~3) の各項目中のすべての質問にお答えください。

1) 災害対応体制の構築運用について

- ① 日ごろから救護所活動参加体制を準備していますか。
- ② 日ごろから災害時における薬局開局体制を準備していますか。
- ③ 日ごろから地域における災害対応啓発・教育を行っていますか。

2) 新型コロナウイルス感染症など重大かつ広範な感染症蔓延時の対応について

- ① 初期対応体制（一般用医薬品、衛生材料、栄養補給等）はありますか。
- ② 感染症罹患患者あるいはそれ以外の在宅療養者に対する感染症蔓延時の訪問体制はありますか。
- ③ ワクチン接種等地域の防疫に協力する体制はありますか
- ④ 地域住民に対する情報提供体制はありますか。

3) 薬物乱用防止活動の取組みについて

- ① 学校薬剤師活動に参加していますか。
- ② 行政・薬剤師会等のイベント等に参加協力していますか。
- ③ 薬局独自又は機関連携による情報発信、相談応需、勉強会等を実施していますか。